主 文

原判決を破棄する。

本件を仙台高等裁判所秋田支部に差戻す。

理 由

上告代理人弁護士小林俊三の上告理由第四点第七点及び上告代理人弁護士加藤定蔵の上告理由第一点について。

原判決によれば、被上告人の父であるDは大正一三年三月一四日死亡したこと、 Dの自筆にかかるものとして、被上告人宛の分与証明書と題する乙第一号証の書面 の存することは当事者間に争なきところであり、そして、原判決は措辞明確を欠く が、挙示の証拠により乙第一号証は全文右Dの自筆にかかるものとの趣旨を認定し ているものと解するを相当とする。しかし、乙第一号証を検討するに、<u>その文面だ</u> けでは右Dから被上告人に対し財産分与の遺言をした文書とは到底認め難い。ただ、 もし原判決認定のように同証が封入されていたという鼠色の封筒があり、その表面 <u>に被上告人が四〇歳になつたら渡してくれという文詞が記載してあつたというなら</u> ば、乙第一号証の文面は右封筒表面の文字と相俟つて遺言書を形成するものと認め られないこともないであろう。然るに、原判決によれば、乙第一号証は右Dの弟で 昭和一六年二月一日に死亡したEの相続人であるFが、それから三年目頃に同家の 金庫を整理した際に封筒に入つたままのものを発見したものであり、その封筒の表 面には被上告人が四〇歳になつたら渡してくれと書いてあつたので、爾来自身の手 で保管し、昭和二七年二月一〇日たまたま金借のため同家を訪ねた被上告人にこれ <u>を手交したところ、被上告人は中味の文書を読んだ後に投げて了つたというのであ</u> る。思うに、乙第一号証及びその封筒は、被上告人にとつては亡父の財産分与を受 け得べき大事な遺言書の筈であり、一方第一審以来の被上告人の主張によれば、右 <u>封書をFから手交されたとき被上告人は亡夫Dの子を想う愛情に感激興奮したとい</u>

うのであるから、被上告人としてはこれを珍重して保存するを然るべき筈と考えられるに拘らず、被上告人はその封筒を投げて了つたというのであり、この浅慮さ、他に納得するに足る説明のない限り容易に首肯し難いところである。そして乙第一号証を封筒のまま、前示によつて明らかなように、昭和二〇年頃から同二七年に至る七年間保管していた右Fとすれば、右封筒の記載だけからでも、その封書が被上告人にとつて大事な文書であることを知り得たであろうから、被上告人が四〇歳に達したときは早々に被上告人に手交して然るべき筈と思われるに拘らず、たまたま被上告人が金借の為め訪れ来つた昭和二七年二月一〇日(被上告人が数え年四〇歳になつてから二月を過ぎている)に手交したということも容易に納得し難いところである。一方右Dは父として被上告人が四男か五男かを間違う筈がないものと認められるに拘らず、乙第一号証には四男B殿と記載されておるところ、被上告人は実は五男であるというのであり(この点は当事者間に争がない)、また、わが子に宛てた文書に特に四男と記載した点もその何の故なるやを解するに苦しまざるを得ないところである。

以上の諸点より考うれば、乙第一号証が真にDの自筆にかかるものであるか否か大いに疑なきを得ない。然るに、原判決が叙上の諸点について何ら説示するところなく、判示鑑定、証言等にのみ依拠して漫然と乙第一号証全文がDの自筆にかかるものとの趣旨を認定しているのは審理不尽、理由不備の欠点を蔵するものと言うの外はない。しかのみならず、乙第一号証の成立の日附である大正九年一〇月二〇日及びDの死去した大正一三年三月一四日当時施行されていた旧民法一〇六八条によれば、自筆証書による遺言は遺言者において、その全文、すなわち本文日附及び氏名を自書し、これに遺言者自身の印を押捺しなければならないことになつており、しかも上告人は第一審以来乙第一号証のD名下の印影は同人自身の印類を以て押捺されたものでないことを極力争つておるのであつて、従つてこの点を判断すること

は、乙第一号証がDの自筆にかかるものであるか否かを判定する上において、当然の筋道なるに拘らず、原判文によつても明らかのように、原判決は右の点について何ら言及するところがないのである。すなわち、原判決はこの点においても審理不尽、理由不備の誹を免れないものと言わざるを得ない。されば、本論旨は結局理由あるに帰し、原判決は爾余の論点につき審究するまでもなく、叙上の点において到底破棄を免れない筋合のものである。

よつて、民訴四〇七条に従い、裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 下飯坂 潤 夫

裁判官 入 江 俊 郎

裁判官斎藤悠輔は退官したので署名押印することができない。

裁判長裁判官 下飯坂 潤 夫